

「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」 (国土交通省告示)の概要

<告示全文>

貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）とする。なお、運転者が1の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、改善基準告示第4条第3項において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。）は144時間を超えてはならない。

拘束時間	基 本	1ヶ月について293時間以内(ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは1年間についての拘束時間が3, 516時間を超えない範囲において、320時間まで延長可)
		1日について13時間
	最大拘束時間	1日最大16時間(ただし、15時間を超えることができる回数は、1週間につき2回が限度)
	特 例	2人乗務の場合 1日最大20時間 隔日勤務の場合 1日最大21時間(ただし、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合は、2週間につき3回を限度に24時間まで延長)
休息期間	基 本	勤務終了後継続8時間以上
	分割する場合	1日において、1回4時間以上で合計が10時間以上
	特 例	2人乗務の場合 4時間まで短縮可 隔日勤務の場合 勤務終了後継続20時間以上
運転時間	最大運転時間	2日平均で1日9時間 2週平均で1週につき44時間
	連続運転時間	4時間を超えないこと
時 間 外 労 働		時間外労働協定における一定時間は2週間及び1ヶ月以上3ヶ月以内の期間を協定
休 日 労 働		2週間で1回を超えないものとし、かつ、拘束時間は上記の範囲内
フェリー使用の特例		勤務の途中でフェリーに乗船した場合は、フェリー乗船時間のうち2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱う。
1運行における拘束時間		1の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(上記、フェリーに乗船した場合における休息期間を除く)は144時間を超えてはならない。

平成元年労働省告示第7号（改善基準告示）